

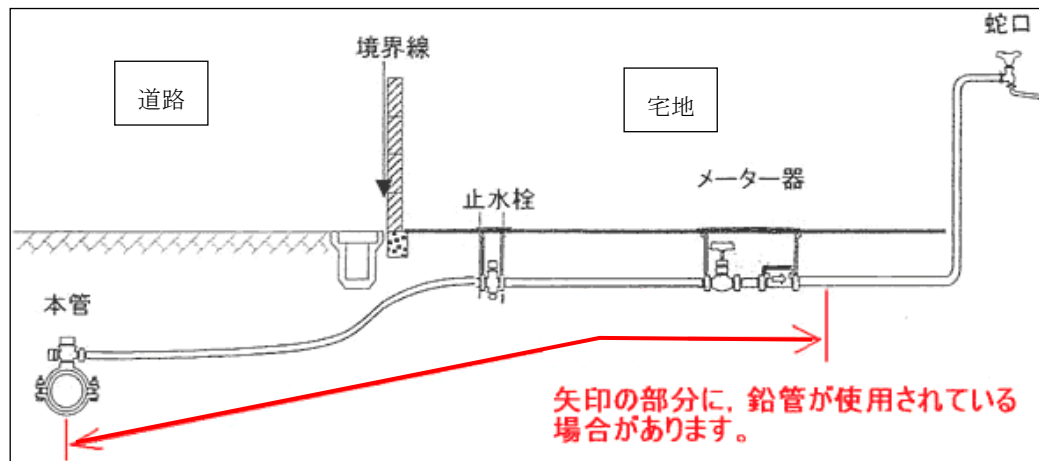
鉛管解消の取り組みと水道使用に関するお願い

平成27年2月

◇鉛管について

我が国の水道事業が開始されて以来、鉛製給水管（以下「鉛管」と呼びます）は、鋼管と比較して曲げ加工がし易いなどの理由で、道路下の配水管から宅地内へ引き込む水道管（引込み給水管）の材料に広く使われておりました。

本市では、昭和52年以前に住宅の新築工事などで水道の引込み工事をされたご家庭では、引込み給水管に鉛管が使用されてきましたが、腐食による漏水が多いことなどから昭和52年に使用を全面的に禁止いたしました。



◇鉛管解消の取り組み

給水管に鉛管が使用されている場合、水道水中に鉛がわずかに溶出する可能性があります。通常の水道使用における鉛の濃度は国の定める基準値（1リットル当たり0.01ミリグラム、平成15年度4月改定）以下であり、安心してご使用いただけます。

本市では、残っている鉛管の解消にむけて、計画的に配水管耐震化改修工事などに併せて残存している鉛管の取替えを進めています。

◇解消までのご注意等

鉛管がまだ使用されているご家庭では、念のため、水道水を長時間使用しなかった場合や朝最初に使用する水道水は、飲用以外の用途に用いるなどの対応をおすすめします。

問合せ先

上下水道課 給排水係

☎ 654-1111 内線 448